

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

教育委員会規則	ページ
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(二四・教育庁総務課)……	1
市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(二五・教育庁総務課)……………	1
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(二六・義務教育課)……………	2
秋田県立高等学校則の一部を改正する規則(二七・高校教育課)……………	3
秋田県立中学校則の一部を改正する規則(二八・高校教育課)……………	4
教育委員会公告	
秋田県立高等学校の生徒の募集……………	5

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会教育長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第二十四号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中「大仙市、」を「大仙市、仙北市、」に改め、「、平鹿郡」を削り、同条第二項の表中「大仙市、」を「大仙市、仙北市、」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年九月二十日から施行する。ただし、第十二条第一項の表の

改正規定(「、平鹿郡」を削る部分に限る。)は、同年十月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第二十五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(と)及び」を「(と)及び」と改め、「公益法人等派遣条例」の下に「(と)及び」という。及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」を加える。

第三十七条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「第八条」の下に「又は任期付職員条例第九条第二項」を加える。

第五十五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第六十七条の二第二号、第六十七条の四、第六十七条の六第二項第一号、第六十七條の七第一項各号、第六十七條の十一第二号及び第六十八條の五第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第七十四条中「掲げる額(再任用短時間勤務職員)を、定める額(短時間勤務職員)に改める。

別表第十の五中「~~中~~中~~部~~部~~西~~西~~木~~木~~村~~村」を「~~中~~中~~部~~部~~西~~西~~木~~木~~村~~村」に改める。

別表第十三の一級地(昭和四十七年五月一日指定)の項中「平鹿郡大森町」を「横手市」に改め、同表一級地(平成二年一月一日指定)の項中「仙北郡西木村」を「仙北市」に改める。

別表第十三の五平成二年一月一日指定の項中「仙北郡西木村」を「仙北市」に、「」を「」に改める。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中市町村立学校職員との給与等に関する規則別表第十三の一級地(平成二年一月一日指定)の項及び別表第十三の五平成二年一月一日指定の項の改正規定は平成十七年九月二十日から、同規則別表第十三の一級地(昭和四十七年五月一日指定)の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第二十六号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中

角 館 町	小	55	5	0	5	65
	中	23	1	1	1	26
田 沢 湖 町	小	34	2	1	2	39
	中	26	2	0	2	30
西 木 村	小	24	3	1	3	31
	中	19	2	0	2	23

仙 北 市	小	113	10	2	10	135
	中	68	5	1	5	79

機	壇	平	雄	大	十
---	---	---	---	---	---

大	十
---	---

井 市	小	111	7	2	8	128
	中	70	4	0	4	78
田 町	小	23	1	0	1	25
	中	18	1	1	1	21
鹿 町	小	45	3	0	3	51
	中	23	2	1	2	28
物 川 町	小	47	4	0	0	51
	中	20	1	1	4	26
森 町	小	34	4	1	4	43
	中	19	1	0	1	21
文 字 町	小	52	4	1	4	61
	中	31	2	0	2	35
内 村	小	14	1	1	1	17
	中	12	1	0	1	14
雄 村	小	20	2	0	2	24
	中	14	1	1	1	17

小	346	26	5	23	400
中	207	13	4	16	240

附 則

この規則は、平成十七年九月二十日から施行する。ただし、

機	手 市	小
壇	田 町	小
平	鹿 町	小
雄	物 川 町	小
大	森 町	小

	十文字町	小	中	大
	三内村	小	中	大
	大雄村	小	中	大

111	7	2	8	128
70	4	0	4	78
23	1	0	1	25
18	1	1	1	21
45	3	0	3	51
23	2	1	2	28
47	4	0	0	51
20	1	1	4	26
34	4	1	4	43
19	1	0	1	21
52	4	1	4	61
31	2	0	2	35
14	1	1	1	17
12	1	0	1	14
20	2	0	2	24
14	1	1	1	17

を	を	を	を
英 語 科	英 語 科	英 語 科	英 語 科
110	110	110	115
110	110	110	115

46	26	5	23	400
07	13	4	16	240

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会規則第二十七号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のよう

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

に改正する。

別表(一)の表秋田県立秋田高等学校の項、秋田県立大館鳳鳴高等学校の項及び秋田県立横手高等学校の項中「110」を「115」に改め、同表秋田県立本荘高等学校の項中「840」を「800」に改め、同表秋田県立角館高等学校の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、同表秋田県立能代高等学校の項中「680」を「640」に、「110」を「115」に改め、同表秋田県立湯沢高等学校の項中「640」を「600」に、「80」を「115」に、「115」を「110」に改め、同表秋田県立秋田北高等学校の項中「840」を「800」に改め、同表秋田県立大館桂高等学校の項中「440」を「400」に改め、同表秋田県立能代北高等学校の項中「480」を「440」に、「110」を「115」に改め、同表秋田県立由利高等学校の項中「110」を「80」に改め、同表秋田県立大曲高等学校の項中「640」を「600」に、「英語科」を「110」を「英語科」を「115」

に改め、同表秋田県立横手城南高等学校の項中「640」を「600」に改め、同表秋田県立湯沢北高等学校の項中「400」を「360」に改め、同表秋田県立角館南高等学校の項中「仙北郡角館町岩瀬字小館」を「仙北市角館町小館」に改め、同表秋田県立小坂高等学校の項中「110」を「110」に、「110」を「105」に改め、同表秋田県立十和田高等学校の項中「440」を「400」に改め、同表秋田県

土木・地質科	40	土木科	80
土木科	80	土木科	80

材料技術科	110	材料技術科	110
情報技術科	40	材料技術科	110

に改め、同表秋田県立大曲農業高等学校の項中「440」を「400」に、「110」を「110」に改め、同表秋田県立金足農業高等学校の項中

流通情報科	110
-------	-----

二二〇	を	食品科学科	八〇	に	生活科学科	二二〇
-----	---	-------	----	---	-------	-----

を

流通情報科	八〇
生活科学科	二二〇
食品流通科	四〇

に改め、同表秋田県立西目高等学校の項中、「五二

〇」を「四八〇」に改め、同表秋田県立能代西高等学校の項中、「三四五」を「三三〇」に改め、同表秋田県立米内沢高等学校の項中、「七五」を「三五」に改め、同表秋田県立増田高等学校の項中、「四八〇」を「四四〇」に、「平鹿郡」を「横手市」に改め、同表秋田県立矢島高等学校の項中、「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立雄物川高等学校の項中、「四四〇」を「四〇〇」に、「平鹿郡」を「横手市」に改め、同表秋田県立羽後高等学校の項中、「四四〇」を「四〇〇」に改め、同表秋田県立秋田南高等学校の項中、「二二〇」を「一一五」に改め、同表秋田県立大曲工業高等学校の

項中

八〇	八〇	八〇
----	----	----

を

四〇	四〇	四〇
----	----	----

に改め、同表秋田県立二ツ井高等学校の項中

「三〇五」を「二六五」に改め、同表秋田県立鷹巣高等学校の項中、「八〇」を「四〇」に改め、同表秋田県立仁賀保高等学校の項中、「四四〇」を「四〇〇」に改め、同表秋田県立雄勝高等学校の項中、「三三〇」を「三一五」に改め、同表秋田県立秋田西高等学校の項中、「六四〇」を「六〇〇」に改め、同表秋田県立男鹿工業高等学校の項中

自動車科	二二〇
電子科	四〇
電気電子科	八〇

を

自動車科	八〇
電気電子科	二二〇

に改め、同表

秋田県立秋田中央高等学校の項中、「八〇〇」を「七六〇」に改め、同表秋田県立新屋高等学校の項中、「七二〇」を「六八〇」に改め、同表秋田県立大館高等学校の項中、「三二〇」を「二八〇」に改め、同表秋田県立平成高等学校の項中、「平鹿郡平鹿町上吉田間内」を「横手市平鹿町上吉田」に改め、同表秋田県立男鹿海洋高等学校の項中

を

普通科	二六五
食品技術科	三五
情報通信科	三五
海洋環境科	八〇
海洋科	三五
海洋科学科	八〇

に改め、同表秋田県立横手清陵学院高等学校の項中、「一六〇」を「二八〇」に、「二四〇」を「三三〇」に改め、同表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中、「八〇」を「一六〇」に、「四四〇」を「四〇〇」に改め、別表(二)の表秋田県立角館高等学校の項中、「仙北郡」を「仙北市」に改め、同表秋田県立秋田工業高等学校の項中、「二二〇」を「八〇」に改め、同表秋田県立秋田明德館高等学校の項中、「五二〇」を「五六〇」に改める。

普通科	二二〇
海洋環境科	一一五
海洋科学科	一一五

に改め、同表秋

附 則
この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表(一)の表秋田県立角館高等学校の項及び秋田県立角館南高等学校の項並びに別表(二)の表秋田県立角館高等学校の項の改正規定 平成十七年九月二十日
 - 二 別表(一)の表秋田県立増田高等学校の項の改正規定(「平鹿郡」を「横手市」に改める部分に限る。)、同表秋田県立雄物川高等学校の項の改正規定(「平鹿郡」を「横手市」に改める部分に限る。)、及び同表秋田県立平成高等学校の項の改正規定 平成十七年十月一日
 - 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年四月一日
- 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会規則第二十八号

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則

秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立横手清陵学院中学校の項中「八〇」を「二四〇」に改め、「大仙市」の下に「、仙北市」を加え、「、平鹿郡」を削り、同表秋田県立大館国際情報学院中学校の項中「八〇」を「一六〇」に改める。

附則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表秋田県立横手清陵学院中学校の項中「大仙市」の下に「、仙北市」を加える改正規定 平成十七年九月二十日
- 二 別表秋田県立横手清陵学院中学校の項中「、平鹿郡」を削る改正規定 平成十七年十月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年四月一日

教育委員会 公告

平成十八年度に秋田県立高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)第七条第二項の規定により、公告する。

平成十七年八月十九日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

全日制の課程及び定時制の課程

一 選抜の種類

前期選抜、一般選抜及び後期選抜を設定する。各高等学校は、一般選抜を必ず行い、これに前期選抜若しくは後期選抜又はその両方を実施する。

二 入学願書の提出期間及び提出先

(一) 提出期間

(1) 前期選抜 平成十八年一月十六日(月)から同月十八日(水)まで

(2) 一般選抜 平成十八年二月十五日(水)から同月十七日(金)まで

(3) 後期選抜 平成十八年三月十七日(金)から同月二十日(月)まで

(二) 提出先 各志願先高等学校長

三 入学検定料 全日制の課程にあつては二、二〇〇円、定時制の課程にあつては九

五〇円

四 入学志願者検査日

(一) 前期選抜(面接等) 平成十八年二月二日(木)

(二) 一般選抜(学力検査等) 平成十八年三月七日(火)

(3) 全日制の課程の実施教科 五教科(国語、社会、数学、理科及び英語)

(2) 定時制の課程の実施教科 三教科(国語、数学及び英語)

(三) 後期選抜(面接等) 平成十八年三月二十二日(水)

五 出願資格

(一) 前期選抜

(1) 全日制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしているもの。県外の居住者も出願することができる。

(2) 定時制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしているもの。県外の居住者も出願することができる。

(二) 一般選抜

(1) 全日制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していないもの

(2) 定時制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していないもの。県外の居住者も出願することができる。

(三) 後期選抜

(1) 全日制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜及び一般選抜で合格していないもの

(2) 定時制の課程 中学校又はこれに準ずる学校を平成十八年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜及び一般選抜で合格していないもの。県外の居住者も出願することができる。

六 募集する学校名、学科名及び人員

- (一) 全日制の課程
- (二) 前期選抜
- (三) 一般選抜
- (四) 後期選抜

学 校 名	学 科 名	募 集 人 員
花 輪 高 等 学 校	普 通 科	男 女 一 六 〇 名
十 和 田 高 等 学 校	普 通 科	男 女 一 二 〇 名

米内沢高等学校	鷹巣高等学校	鷹巣農林高等学校			大館国際情報学院高等学校		大館工業高等学校			大館高等学校		大館桂高等学校	大館鳳鳴高等学校		小坂高等学校	
普通科	普通科	環境土木科	森林環境科	農業科学科	国際情報科	普通科	土木・建築科	機械科	電気科	生活科学科	普通科	普通科	理数科	普通科	環境技術科	普通科
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	女	男女	男女	男女	男女
八〇名	一一〇名	四〇名	四〇名	四〇名	一一〇名	八〇名	四〇名	八〇名	四〇名	一一〇名	一一〇名	一一〇名	二七五名	三五名	七〇名	

男鹿工業高等学校	男鹿海洋高等学校			五城目高等学校	能代西高等学校	能代工業高等学校					能代北高等学校	能代高等学校		二ツ井高等学校		
電気電子科	機械科	海洋科学科	海洋環境科	普通科	普通科	総合学科	理数工学科	都市工学科	建築・木材科	電気科	機械科	英語科	普通科	理数科	普通科	普通科
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	女	女	男女	男女	男女
四〇名	四〇名	三五名	三五名	七〇名	一一〇名	一〇五名	四〇名	四〇名	四〇名	四〇名	四〇名	三五名	一一〇名	二三五名	八〇名	

			新屋高等学校	秋田中央高等学校	秋田南高等学校	秋田北高等学校	秋田高等学校				金足農業高等学校				秋田西高等学校	
土木科	電気科	機械科	普通科	普通科	英語科	普通科	普通科	理数科	普通科	生活科学科	造園緑地科	食品流通科	環境土木科	生物資源科	普通科	設備システム科
男女 一一〇名			男女 二〇〇名	男女 二四〇名	男女 三五名	男女 二八〇名	女 二四〇名	男女 三二五名		男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 二〇〇名	男女 四〇名

大曲農業高等学校			西仙北高等学校	仁賀保高等学校	西目高等学校	矢島高等学校	由利工業高等学校			由利高等学校	本荘高等学校	秋田工業高等学校				
生活科学科	生物工学科	農業科学科	普通科	情報メディア科	普通科	総合学科	普通科	建築科	環境システム科	電気科	機械科	普通科	普通科	材料技術科	工業化学科	建築科
男女 四〇名	男女 四〇名	男女 一一〇名	男女 一一〇名	男女 三五名	男女 一一〇名	男女 一六〇名	男女 一〇五名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 八〇名	男女 四〇名	女 二〇〇名	男女 二四〇名	男女 八〇名		男女 八〇名

	横手清陵学院高等学校		横手城南高等学校		横手高等学校		六郷高等学校		角館南高等学校		角館高等学校		大曲工業高等学校			大曲高等学校			同太田分校
普通科	総合技術科	普通科	普通科	理科	普通科	福祉科	普通科	普通科	普通科	普通科	土木・建築科	電気科	機械科	商業科	英語科	普通科	普通科		
男女	男女	男女	女	男女		男女		女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女		
八〇名	八〇名	一一〇名	二〇〇名	二七五名		一五五名		二二〇名	二〇〇名	四〇名	八〇名	四〇名	四〇名	四〇名	三五名	二〇〇名	三五名		

学 校 名	(注) 能代工業高等学校の建築・木材科の募集人員四〇名は、建築コース二〇名と木材技術コース二〇名に分けて募集する。														
	(二) 定時制の課程														
学 科 名	普通科	普通科	電子機械科	情報処理科	商業科	生活科学科	普通科	普通科	理科	普通科	農業科学科	総合学科	普通科	総合ビジネス科	
募 集 人 員	男女 一〇五名	男女 一一〇名	男女 八〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	女 四〇名	女 二二〇名	男女 三五名	男女 二三五名		男女 四〇名	男女 一一〇名	男女 二二〇名	男女 八〇名	
学 校 名	雄勝高等学校	羽後高等学校	湯沢商工高等学校	湯沢北高等学校	同 稲川分校	湯沢高等学校	増田高等学校	雄物川高等学校	平成高等学校						

秋田高等学校	能代高等学校	大館高等学校	大館鳳鳴高等学校	学 校 名	課 程	学 科 名
全日制	全日制	全日制	全日制			
普通科及び理数科	普通科及び理数科	普通科及び生活科学科	普通科及び理数科			

湯沢北高等学校	横手工業高等学校	角館高等学校	本荘高等学校	秋田明德館高等学校	能代工業高等学校	大館高等学校
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科(部)	普通科(部)	普通科
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女
四〇名	四〇名	四〇名	四〇名	四〇名	八〇名	四〇名

(注) 一 秋田明德館高等学校は単位制による課程であり、普通科(部)は午前
の部、普通科(部)は午後の部、普通科(部)は夜間の部である。
二 横手工業高等学校は平成十八年四月一日に廃止となり、転学する予定。
(三) くくり募集を行う学校名、課程及び学科名

秋田工業高等学校	六郷高等学校	横手工業高等学校	湯沢高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制
工業化学科及び材料技術科 土木科及び建築科 機械科及び電気科	普通科及び福祉科	普通科及び理数科	普通科及び理数科

七 合格者の発表

(一) 前期選抜 平成十八年二月九日(木)
(二) 一般選抜 平成十八年三月十四日(火)
(三) 後期選抜 平成十八年三月二十四日(金)

通信制の課程

一 募集学校 秋田明德館高等学校
二 募集人員 男女約三〇〇名
三 入学願書の提出期間及び提出先
(一) 提出期間 平成十八年三月一日(水) から同月十日(金) まで及び同月二十日(月) から同月三十日(木) まで
(二) 提出先 秋田市中通二丁目一番五十一号 秋田県立秋田明德館高等学校長
四 面接実施日 平成十八年三月一日から同月十日までに出席した者にあつては同月十五日(水) に、同月二十日から同月三十日までに出席した者にあつては同年四月四日(火) に面接を実施する。
五 合格者の発表 平成十八年三月一日から同月十日までに出席した者にあつては同月十七日(金) に、同月二十日から同月三十日までに出席した者にあつては同年四月六日(木) に発表する。

その他
入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、別に定める「平成十八年度秋田県公立高等学校入学選抜実施要項」によるものとする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄